

## (5) 同伴退職

### ① 同伴退職とは

公立の小学校、中学校、高等学校及び特殊教育諸学校に勤務する教員が、他の都道府県の公立学校等へ派遣される配偶者に同伴するために退職するときの退職をいい、教職の特殊性に鑑み、優秀な教員を確保するための制度である。

### ② 同伴退職承認の条件

- ア 公立学校の教諭または養護教諭の職にある者
- イ 配偶者が他の都道府県の公立学校等への派遣者で、その者に同伴する者
- ウ 勤務成績が優秀で再採用することが適当と認められる者

### ③ 退職時期及び扱い

退職の時期は原則として3月31日とし、普通退職扱いとする。

### ④ 再採用の時期等

再採用の時期は原則として、他の都道府県の公立学校等への派遣が終了した年度の翌年度の4月1日とする。再採用は、採用選考の結果による。

他の都道府県の公立学校等へ派遣される配偶者に同伴するための退職者にわたる文書

#### 再採用について

あなたは、他の都道府県の公立学校等へ派遣される配偶者に同伴するため平成 年3月31日付けで退職されますが、再採用を希望される場合は下記によりあなた自身で申し出てください。期限までに申出がない場合は、再採用の意志がないものとして処理します。

#### 記

#### 1 申込期限及び申出先

- (1) 期限 平成 年1月20日まで
- (2) 申出先 退職時の所属校が属する教育振興事務所学校教育課
- (3) 申出者 本人

#### 2 提出書類

- (1) 再採用願 1通と写1通
  - (2) 履歴書 2通
  - (3) 志願者調書 1通と写1通
  - (4) 身元証明書 1通
  - (5) 登記されていないことの証明書 1通
  - (6) 返信用角形2号封筒 1通 (200円切手を貼り、宛先を明記する)
- 用紙は本人が教育振興事務所で入手する

#### 3 再採用選考

再採用は、筆記試験、小論文、面接及び健康診断結果をもとに行う。

#### 4 再採用時の扱い

再採用の時期は年度始めとし、資格、配置校等は新規採用扱いとする。

#### 5 その他

退職期間中に教員としての適格性を欠く行為があった場合は、採用の対象になりません。

### ※留意事項

- 他の都道府県の公立学校等へ派遣される配偶者に同伴するための退職に関する取扱要項の趣旨は「優秀な教員を確保する」ことにあることに留意して具申、内申すること。
- 再採用は採用選考の結果によること、退職期間中も将来の再採用に備えて研修に努めること。また、資格・配置校等は新規採用扱いであること等をあらかじめ指導すること。